様式第13号(14条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  　　年　　月　　日  　　　　　　　　　様  身延町長 | | | | | | | | | | | | |
| 児童手当 | | 認定通知書　及び | | | | 児童手当 | | 支給事由消滅通知書 | | |
| 年　　月　　日付で申請のありました | | | | | | | | | 児童手当 | | については、 | |
| 次のとおり | | | 認定 | | しましたので通知します。 | | | | | | | |
| また、次のとおり | | | | 児童手当 | | | の支給事由が消滅しましたので通知します。 | | | | | |
| この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、身延町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。  　ただし、上記の期限が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。  記 | | | | | | | | | | | | |
|  | 認定に関する事項 | | | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | | | |
| 1　支給対象児童数 | | | | | （3歳未満）　　　　　　　　　　　　　　人 | | | | | |  |
| （3歳以上）　　　　　　　　　　　　　　人 | | | | | |
| （第3子以降） 　　　　　　　　　　　　 人 | | | | | |
| 計　　　　　　　　　　人 | | | | | |
|  | | | | |  | | | | | | |
| 2　手当月額 | | | | | （3歳未満）　　　　　　　　　　　　　　円 | | | | | |  |  |
| （3歳以上）　　　　　　　　　　　　　　円 | | | | | |
| （第3子以降） 　　　　　　　　　　　　 円 | | | | | |
| 計　　　　　　　　　　円 | | | | | |
| 4　支給開始年月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月から  5　支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由  　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | | | | | | | | | |  |
| 認定請求却下に関する事項 | | | | | | | | | | | |
| 却下した理由  　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | |  | | | | | | | | |